

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等について ～点呼時における睡眠不足の確認について追加されます～

国土交通省 平成30年3月2日

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180914&Mode=0>

### (1) 改正の背景

貨物自動車運送事業における運転者の睡眠時間の不足による事故の防止を一層推進するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)等について、所要の改正を行うこととする。

### (2) 概要

- ①貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が乗務員を乗務させてはならない事由として、睡眠不足を追加
- ②事業者が乗務員の乗務前に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加
- ③運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加
- ④点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加

### (3) スケジュール

公 布：平成30年4月中旬

施 行：公布の日から起算して一月を経過した日